

財務省 同時発表

平成24年10月30日

## 南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の 電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の 延長に関する調査を開始しました

経済産業省及び財務省は、関連法令に照らして検討を行った結果、南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガンに係る不当廉売関税の課税期間の延長に関する調査を開始します。

### 1. 背景

経済産業省及び財務省は、本年8月30日、東ソ一日向株式会社及び東ソー株式会社から南アフリカ共和国、中華人民共和国及びスペイン産の電解二酸化マンガン（注1）に係る不当廉売関税（注2）の課税期間の延長申請の提出を受けました。

両省にて関係法令に照らして検討を行った結果、関税定率法に基づく調査を行う要件を満たしていると認められましたので、不当廉売関税の課税期間の延長に係る政府としての調査を開始することとしました（本日付告示）。

（注1） 電解二酸化マンガンは灰黒色の粉末であり、主に電池（アルカリ電池、リチウムイオン電池等）の正極材の原材料として使用される。

（注2） 南アフリカ共和国、中華人民共和国、スペイン及びオーストラリア産の電解二酸化マンガンについては、平成19年1月に東ソ一日向株式会社及び東ソー株式会社から不当廉売関税の申請がなされ、調査の結果、平成20年9月1日（暫定課税は、6月14日から）から平成25年8月31日までを課税期間として不当廉売関税が課されている。課税率は、以下のとおり。

南アフリカ：14.5%  
豪州：29.3%  
中国：46.5%（貴州紅星発展大龍錳業有限責任公司により生産されたものについては、34.3%）  
スペイン：14.0%

### 2. 調査概要

調査は、原則として1年以内に終了することとされており、今後、利害関係者からの証拠の提出、情報の提供等の機会を設けるとともに、上記対象国の企業、国内生産者等に対する実態調査による客観的な証拠の収集を行います。これらの結果を踏まえ、WTO協定に定められた国際ルール及び関税定

率法に基づき、不当廉売された貨物の輸入及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実が課税期間終了後に継続し、又は再発するおそれの有無についての認定を行った上で、不当廉売関税の課税期間の延長の可否を政府として判断いたします。

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局特殊関税等調査室長 岩瀬 恵一

担当者： 前原、千島

電 話： 03-3501-1511 (内線3256)

03-3501-3462 (直通)

製造産業局化学課長 宮本 昭彦

担当者： 田中、野村

電 話： 03-3501-1511 (内線3731)

03-3501-1737 (直通)